

ジャンボ宝くじ付き定期預金〈年末ドリーム〉景品規定

本規定の各条項を承諾の上、ジャンボ宝くじ付き定期預金〈年末ドリーム〉（以下「本定期預金」といいます。）をお申し込みいただいたお客さまには、本規定により景品として当せん金付証票（以下「宝くじ」といいます。）を進呈いたします。

第1条（宝くじの割当）

進呈する宝くじはお客さまごとに当行が割当を行うことで確定し、お客さまは宝くじの番号を指定することはできません。

第2条（宝くじの進呈方法）

- 進呈する宝くじについてはみずほ銀行に委託しており、**お客さまへの割当が確定した宝くじは、お客さまに代わり当行を通じてみずほ銀行が保護預かりいたします。宝くじの現物はお客さまに交付いたしません**
- お客さまへは宝くじの番号を記載した**番号明細通知ハガキ**（以下「通知ハガキ」といいます。）を郵送することでお知らせいたします。

第3条（宝くじの種類・進呈枚数・進呈期間）

- 景品として進呈する宝くじの種類は、宝くじを発売する都道府県および指定都市から株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）が発売事務を受託する「**年末ジャンボ宝くじ**」とします。
- 進呈する宝くじは「連番」くじとなります。
- 進呈する宝くじの枚数は、本定期預金のお預け入れ金額に応じて次のとおりとします。

お預入れ金額(例)	100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円
2026年 年末ジャンボ宝くじ	10枚	20枚	30枚	50枚	100枚
2027年 年末ジャンボ宝くじ	10枚	20枚	30枚	50枚	100枚
2028年 年末ジャンボ宝くじ	10枚	20枚	30枚	50枚	100枚
3年間合計	30枚	60枚	90枚	150枚	300枚

（注）お預け入れ金額 100 万円を1口として、10 枚（連番）を進呈いたします。

- 宝くじは、本定期預金のお預け入れ期間である**3年間にわたり、毎年進呈**いたします。

第4条（進呈基準日）

- 宝くじは、次に定める毎年の基準日現在において本定期預金のお預け入れがあるお客さまに進呈いたします。

基準日 1回目	基準日 2回目	基準日 3回目
2026年11月10日	2027年11月10日	2028年11月10日

- 基準日以前に本定期預金を解約された場合は、解約日以降に到来する宝くじのお受け取りになる権利は消滅いたします。
- 本定期預金による**宝くじのお受け取りになる権利は当初3年間のみとなります**。満期後は、お預け入れ金額に応じた期間3年の所定の定期預金（スーパー定期・スーパー定期 300・大口定期）として自動継続されますが、**宝くじの進呈はございません**。

第5条（通知ハガキの送付）

- 通知ハガキは、第4条1項記載の基準日現在においてお届けいただいているお客さまの住所に普通郵便にて送付いたします。送付時期は毎年11月下旬以降を予定しております。
- 通知ハガキをもって当せん金の請求をすることはできません。
- 通知ハガキは再発行いたしませんので、大切に保管してください。
- 通知ハガキが宝くじの抽せん日となる毎年12月31日までに到着しない場合でも、宝くじの進呈は成立しております**。
- お客さまの住所・氏名等の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法により変更の届出をされなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により通知ハガキが到達しなかった場合、または郵便事情その他の事情により通知ハガキが不着・延着・返戻となった場合は、通常到達すべき日に通知ハガキが到達したものとみなし、当行およびみずほ銀行は一切の責任を負いません。

第6条（宝くじの当せん確認および当せん金の取扱い）

- 宝くじの当せん確認は、抽せん後に当行がみずほ銀行に委託して行います。当せん金の請求は、当行がお客さまに代わりみずほ銀行に対して行います。
- 当せん金の請求にあたっては、当行は宝くじの呈示とともに、お客さまの氏名および当せん金の受取口座として予めお届けいただいている預金口座の口座情報をみずほ銀行に通知いたします。
- 当せん金の受取口座は、**本定期預金の利息入金口座として指定いただいている預金口座（普通預金・当座預金）**とします。
- 前項の口座に当せん金を振り込むことにより、当せん金のお支払いといたします。当せん金の振り込みは、毎年1月下旬を予定しております。
- 当せん金額の通知は、当せん金の振り込みをもって代えさせていただきます**。
- 次の各号に該当する場合は、当せん金の振り込みができなくなります。この場合、当行およびみずほ銀行は、当せん金のお受け取りに係る一切の責任を負いません。
 - 当せん金の振り込み前に、お客さまの都合により当せん金受取口座が解約された場合
 - その他、お客さまの責めに帰すべき事由により当せん金の振り込みができなかった場合



四国銀行

第7条(宝くじの日お楽しみ抽せん(敗者復活戦)の取扱い)

1. 抽せんにはずれた宝くじは、抽せん日以降に実施される「宝くじの日お楽しみ抽せん(敗者復活戦)」(以下「くじの日抽せん」といいます。))の対象となります。なお、くじの日抽せんの対象宝くじについては、宝くじを発売する都道府県および指定都市の決定に従うものとします。なお、くじの日抽選とは、毎年9月2日となります。
2. くじの日抽せんの当せん確認は、抽せん後に当行がみずほ銀行に委託して行います。景品の請求は、当行がお客さまに代わりみずほ銀行に対して行います。
3. くじの日抽せんの景品は、みずほ銀行より第4条第1項に定める基準日現在においてお届けいただいているお客さまの住所に直接送付いたします。
4. お客さまの住所・氏名等の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の方法により変更の届出をされなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合は、景品のお受け取りに係る一切の責任は負いません。

第8条(はずれ宝くじの処分)

宝くじの抽せんおよびくじの日抽せんのいずれにもはずれた宝くじの現物は、当行またはみずほ銀行が処分いたします。

第9条(景品の変更権)

次の各号に該当する場合、当行は第3条で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。))に替えて、所定の宝くじを購入するために見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじまたは物品等を景品とすること、または所定の宝くじの進呈枚数を変更することができるものとします。この場合、事前にお客さまに通知しないことがあります。

- ① 所定の宝くじが発売されないこととなった場合
- ② 所定の宝くじの発売時期が大幅に変更となった場合
- ③ 所定の宝くじの発売価格が変更となった場合
- ④ その他、所定の宝くじをお客さまにご提供できない事情が生じた場合

第10条(進呈の中止)

次の各号に該当する場合、当行の判断により宝くじの進呈または当せん金の振り込みを中止することがあります。この場合、当行は一切の責任を負いません。

- ① 本定期預金について差押えの命令または通知があった場合
- ② 短期間のお預け入れと解約の繰り返し等、取引の公平性を害するおそれがあると当行が判断した場合
- ③ その他、宝くじを進呈すべきでないと客観的に認められる事由がお客さまに生じた場合

第11条(業務委託および個人情報の取扱い)

1. 当行は、宝くじの進呈にあたり、次の業務をみずほ銀行に委託いたします。
 - ① 宝くじの割当(お客さまごとに進呈する宝くじ番号等の割当)
 - ② 宝くじの保護預かり(保管・管理)
 - ③ 通知ハガキの作成および送付
 - ④ 宝くじの当せん確認および当せん金の請求
 - ⑤ くじの日抽せんに係る当せん確認および景品の請求
 - ⑥ 抽せんおよびくじの日抽せんのいずれにもはずれた宝くじの処分
2. 当行は、前項の業務委託のために必要な範囲において、お客さまの住所・氏名・口座番号・当せん情報等の個人情報をみずほ銀行と相互に利用いたします。

第12条(譲渡・買入れの禁止)

お客さまは、割当を受けた宝くじおよび当該宝くじに関して当行またはみずほ銀行に対して有する権利(当せん金受取権利を含みます。)を第三者に譲渡し、または担保に差し入れることはできません。

第13条(その他)

1. 本定期預金の短期間でのお預け入れ・解約の繰り返し等、本定期預金の商品性に相応しくないお取り引きが確認された場合、今後本定期預金を含む宝くじ付き定期預金のお預け入れをお断りすることがあります。
2. 本規定に定めのない事項について問題が生じたときは、当行が適切と判断した方法により適宜対応できるものとします。

第14条(規定の変更)

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まで、変更の内容に応じた相当の期間をおくものとします。

以上

(2026年8月3日現在)



四国銀行